

II 男女共同参画計画の策定に当たって

計画策定に当たっては、次の事項について留意する必要がある。

- 1 体制をつくる
- 2 共通認識をもつ
- 3 基礎資料を収集・整備する
- 4 計画の位置付けを踏まえる
- 5 計画に盛り込む内容を決定する
- 6 計画を周知徹底する

また、「III 計画の推進、実施状況のフォローアップ」（21頁参照）についても、併せて検討しておくことが重要である。

1 体制をつくる

(1) 橫断的な推進体制の整備

府内横断的な連絡会議を設置し、行政全体として推進する体制を整備することが望まれる。

男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、実施することは、男女共同参画社会基本法第9条により地方公共団体の責務として規定されています。このことを府内の各部局に対して明確にし、男女共同参画計画の策定及び推進を円滑に進めるためには、府内横断的な推進体制を整備することが有効です。

この推進体制を実効あるものとするには、首長や助役など、行政全般に強い決定権限を持つ役職者を長とし、各部局長によって構成される府内連絡会議を設置するなどし、首長や助役、各部局の責任者が男女共同参画社会の形成の促進のための施策の推進役となっていくことが期待されます。また、関連する事務を円滑に進めるためには、府内連絡会議の下部組織として実務レベルからなる担当者会議を設置するなど、常時、情報や意見の交換ができるようにしておくことも方策です。

なお、府内連絡会議の新たな設置によらず、既存の府議等の場を活用することも可能であると考えられます。

〈市町村担当者の声〉

- ・助役を委員長とし部長級の者で構成される委員会と、その下部組織として関係課長で構成される幹事会を設置した。委員会は計画策定における庁内の方針決定を、幹事会は計画案の実現に重点を置いて審議することを、その役割としている。具体的な作業については、庁内横断的な市職員プロジェクトチームを作業部会として編成し、進めた。
- ・人手がない場合は、一部、民間に委託することも一案。企画業務以外は、民間を上手く活用して、業務量の軽減を図った。
- ・アドバイザーを確保する。プラン作成の手順はもちろん、職員間、部局間での意識の差から多くの悩みが生まれるので、担当者の良き相談役となってもらえる。

(2) 諮問機関の設置

地域の実情にかんがみ、これまで実施してきた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を点検、見直しし、首長に対して今後の取組の方向性を提言するなど、有識者の知見や住民の意見を反映させることができる諮問機関を設置することは、地域の実情に即した男女共同参画計画とする上で有効である。

いわゆる諮問機関は、懇話会、協議会等の名称で、条例、要綱等を根拠に設置されている場合が多くなっていますが、広く意見を聴取し、施策の参考としていくためには、極めて重要な機関であるといえます。諮問機関などの委員は、住民のほか、できるだけ広範な分野から、有識者、民間団体・関係行政機関の代表など、多様な知見、経験を持つ人材を選任し、かつ、両性の意見がバランスよく反映されるよう、委員の男女比率に配慮することが望まれます(*5)。

こうした諮問機関は、男女共同参画計画策定後も、計画の推進状況について監視する第三者機関としての機能を持たせることができます。

〈市町村担当者の声〉

- ・有識者、関係行政機関・団体の代表、住民から構成される懇話会を開催した。計画策定に際して、外部の視点を取り入れることで、計画内容の充実が図られた。
- ・諮問機関の委員に公募委員を登用するなどし、広く住民の意見を聞く機会を設けることが大切である。
- ・複数の組織を立ち上げたが、計画を策定するのに各組織に諮らなければならず、意見調整に時間を要した。
- ・委員間で意見の一致がみられないこともあり、意見の集約に苦慮した。

(3) 住民の参加

計画策定段階に住民の参加を求める、住民の多様な意見を反映させていくことは、住民ニーズの把握、意識の形成を図る上で有効である。

男女共同参画社会の形成は、行政が住民とともに連携しながら取組を進めていくことによって、実効性が担保されます。それゆえ、計画策定過程に住民が参加したり、住民の意見を反映させる機会を設けることによって、住民参加を進めていくことが、ひいては、計画策定後、行政と住民が一体となって計画を推進していくことにもつながります。住民自身が自分たちにとって必要な計画であると認識することが重要です。

このため、いわゆる諮問機関の委員に積極的に住民の登用を図ったり、住民を対象とする意識・実態調査の実施、各自治会等に出向いての説明会や各種団体との意見交換会の開催、策定作業の中間段階で計画案や計画の論点などを広報紙やホームページ等に公表し、住民に意見を求めるいわゆるパブリック・コメントの実施など、住民参加を重視した取組を進めることができます。

〈市町村担当者の声〉

- 行政先行の形で計画策定が進んだので、住民のコンセンサスを得るのが難しかった。
- 計画策定と啓発は同時進行した方がよい。意識啓発（講演会、講座等の実施）を計画策定と同時に展開していくと計画の実施を容易にする。
- 計画は単に「策定した」とどまりやすいが、策定中から「計画とは何か」等中間素案等を住民に提示し、自分たちの計画であることの意識を高めていくことが必要である。
- 計画づくりは、行政主導型ではうまく進まない。行政は計画の素案を作成するだけよく、住民からの積極的な「計画に対する意見・提言」を受けて策定することが望ましい。

(*5) 男女共同参画社会基本法第25条第3項では、男女共同参画会議の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、議員の総数の10分の4未満であってはならない旨規定されています。

2 共通認識をもつ

首長を始め、すべての職員が男女共同参画に関する認識を深め、あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み込んでいくことの重要性を理解することが必要である。

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する前提には、各部局の職員が男女共同参画に関する認識を深め、あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み込んでいくことの重要性を理解することが必要です。

このため、職員研修、管理職研修等の研修プログラムに、男女共同参画をテーマとする研修を組み込み、その内容については、各人の持つ知識、経験に関連付けるなど工夫して企画し、意識啓発を図っていくことが重要です。とりわけ首長や幹部職員の理解が市町村における取組に大きな影響をもたらすことを認識する必要があります。

より根本的には、施策形成にかかわる立場の職員に女性が積極的に登用されている状態が実現していれば、この問題は解決が容易になっていきます。計画の策定は、庁内の男女共同参画の観点から、組織としての体質を改善する努力と軌を一にするものです。

〈市町村担当者の声〉

- 庁内において男女共同参画に向けた意識の醸成が十分でなかったため、計画の策定・推進についての理解が得られず、四面楚歌状況であった。
- なぜ計画が必要なのか、学習会等を設け、職員間で共通認識を持つことが大切である。特に、組織の上層部にいる人に必要性を認識してもらうことが重要である。
- 男女共同参画意識を醸成するために職員研修が必要。ただし、男女共同参画行政担当課のみの企画では協力が得られない場合もあり、人事課研修とすると効果が大きい。
- 策定準備期間が短かったため、各担当者が計画の目標や内容について、十分に理解することが大変であった。

3 基礎資料を収集・整備する

男女共同参画計画策定に当たって、地域の実態を把握し、その上で政策課題を明らかにし、関連施策を体系立てていくことが望まれる。

男女共同参画計画の策定に当たっては、事前に地域の男女共同参画をめぐる実態、すなわち、風土や伝統・文化、慣習、住民意識、産業構造、経済状況等を把握し、その上で政策課題を明らかにし、どの分野の施策に重点を置き、どのように体系立てて実施していくのかを検討するための基礎資料を収集、整備することが重要となります。その場合、例えば、政治・経済活動への女性の参画状況、職場・家庭・地域における性別による役割分担の実態、男女共同参画に関する意識、男女の就業状況、女性に対する暴力の実態、女性団体等の活動状況を把握していくことが考えられます。

新たに調査を実施する場合は、調査項目に地域の特色を踏まえたものを加えつつも、国又は都道府県で実施している調査(*6)と同じ項目を入れることによって、全国又は都道府県平均と地域との比較が可能となります。また、男女別、年齢別等により回答に大きな差が生ずるテーマが多い意識調査などは、集計の際クロス分析等ができるよう設計を工夫する必要があります。

調査結果は報告書として取りまとめ、計画の策定や施策の推進のための基礎的データとして活用するほか、広く公表し、住民に周知することが望れます。

〈市町村担当者の声〉

- 意識調査の結果、年齢層による格差が大きく、施策に反映していくのに苦労した。

(*6) 内閣府では、「男女共同参画社会に関する世論調査」を実施し、「男女の地位の平等感」、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「女性が職業を持つことについて」といった事項について、定期的に把握しています。こうした世論調査は、直近では、平成12年9月、同年2月、9年9月に実施しています。

(男女共同参画社会に関する世論調査調査票抜粋)

(男女の地位の平等感)

あなたは、社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。この中から1つだけあげてください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (ア) 男性の方が非常に優遇されている | (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている |
| (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている | (オ) 女性の方が非常に優遇されている |
| (ウ) 平等 | (カ) わからない |

(「男は仕事、女は家庭」という考え方について)

「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方に対応する方ですか、それとも同感しない方ですか。

- | | |
|------------|---------------|
| (ア) 同感する方 | (ウ) どちらともいえない |
| (イ) 同感しない方 | (エ) わからない |

(女性が職業を持つことについて)

一般的に、女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。この中から1つだけあげてください。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (ア) 女性は職業をもたない方がよい | |
| (イ) 結婚するまでは、職業をもつ方がよい | |
| (ウ) 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい | |
| (エ) 子どもができるても、ずっと職業を続ける方がよい | |
| (オ) 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい | |
| (カ) その他() | |
| (キ) わからない | |

4 計画の位置付けを踏まえる

市町村男女共同参画計画を男女共同参画社会基本法に基づく計画として位置付けるとともに、他の個別計画との整合性を図る必要がある。また、計画の策定に際し、総合計画に男女共同参画の取組を位置付けておくことが重要である。

(1) 男女共同参画社会基本法に基づく計画

市町村の男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項において、「男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けられています。したがって、市町村計画は、政府の基本計画及び都道府県の計画を「参考とすること」や「考慮すること」が求められ、これらと整合性を図ることとなります。少なくとも、それぞれの計画の基本的考え方について、統一性を持つことが望されます。

(2) 他の計画との関係

男女共同参画計画は、他の法律の規定等による計画との整合性の観点から、十分な調整を図ることも必要です。また、男女共同参画計画の策定の前提として、市町村における行政運営の基本構想となる総合計画において、男女共同参画の取組を位置付けておくことが重要です。

男女共同参画計画は、原則として、単独計画が望まれますが、総合計画の一部を男女共同参画計画に充てることも考えられます。なお、この場合は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を取りまとめ、独立した柱立てにしたり、総合計画の実施計画として別途整理する等工夫し、住民に分かりやすいものにする必要があります。

5 計画に盛り込む内容を決定する

計画内容の検討については、

- ① まず、計画についての基本的考え方を明確にし、
- ② 地域内の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する現状と問題点を十分把握・評価し、
- ③ 基本的考え方によ照らして、何が欠けているのか、何が今後必要であるのか、課題を整理・分析した上で、
- ④ 住民に分かりやすく、かつ、効果的な推進が図られる施策の体系化を工夫し、
- ⑤ 具体的な目標設定と、その実現のための方策を明らかにする必要がある。

(1) 基本的考え方

計画における基本的考え方とは、市町村が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に取り組む際の基本となる考え方を明らかにするものです。男女共同参画基本計画においては、「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としてとらえています。また、その実現に向けて政府として取り組むべき施策を総合的かつ体系的に整備し、推進すること、また、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意しています。

計画期間は、それぞれの市町村の総合計画のほか、都道府県の男女共同参画計画の期間との整合性を図って、中・長期のものとすることが望まれます。なお、男女共同参画基本計画では、「施策の基本的方向」については平成22年（西暦2010年）までを見通し、「具体的施策」については平成17年（西暦2005年）度末までに実施することとしています。

〈市町村担当者の声〉

- ・一方、時代が激しく変化していることから、将来を見据えての長期的な計画の策定は大変難しい。変化に対応できるような工夫も必要である。
- ・計画期間を10年としながらも、3年ごとに計画内容を見直すこととしている。

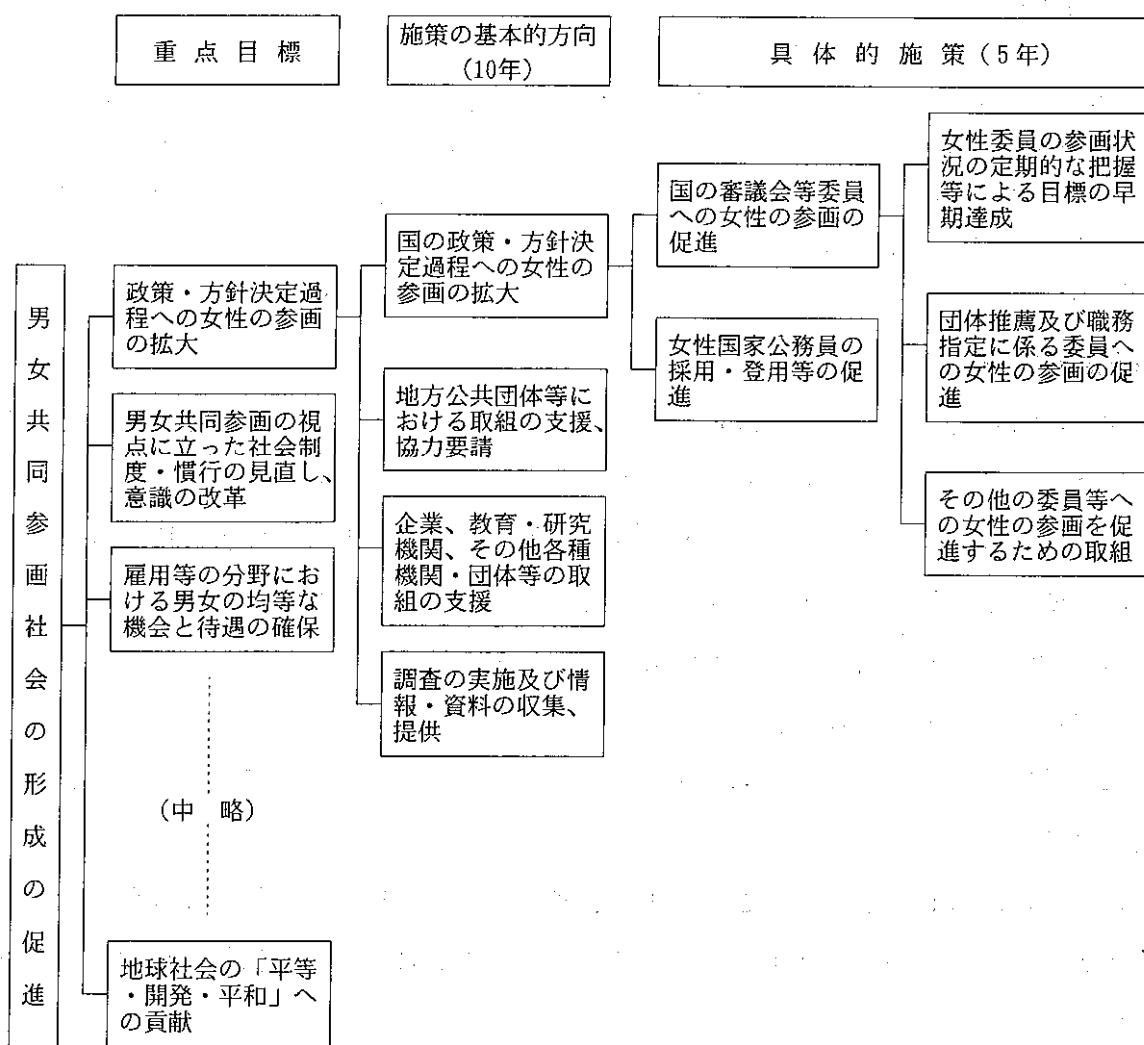
(2) 現状と問題点の把握

「3 基礎資料を収集・整備する」により、地域の男女共同参画をめぐる実態を明らかにし、問題点を整理することが望されます。

(3) 施策の体系化

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、広範多岐にわたっています。また、地域によって、必要な施策に差異がみられます。計画策定に当たっては、総合的な施策の推進が図られるよう、また、住民にとって分かりやすい計画となるよう施策を分野ごとにまとめるなど、その体系化を工夫する必要があります。

男女共同参画基本計画体系図の抜粋



〈市町村担当者の声〉

- これから計画を策定するそれぞれの市町村は、計画の独自性を出すことが望まれる。市町村の特徴や特性をいかに引き出すかがキーポイントになる。

(4) 各種施策の課題・目標と具体的な方策

計画内容の中核となるのは、各施策の課題・目標とその具体的方策です。できる限り住民に分かりやすく、具体性のある目標・方策を示すことが必要です。したがって、それぞれの具体的施策の優先順位付けをしたり、実施時期を明らかにすることが望されます。

〈市町村担当者の声〉

- ・事業の権限が市町村にないものがあることから、国・県の事業の表現には注意を要する。
- ・「計画に盛られた事業の実施をどう評価するか」を念頭に入れながら、具体的な施策の策定を心がける必要がある。
- ・審議会等への女性の委員割合を平成15年度までに30%にするなど、施策について時限を切って具体的に目標値を提示することが有効である。
- ・施策の実施時期について、「A：既に実施しているものであって、今後も継続して実施」、「B：平成13年度から平成17年度の間に実施予定」、「C：平成18年度以降に実施予定」というように、3段階に区分している。
- ・それぞれの施策・事業について、「①：重点的に実施していく事業・施策」、「☆：新規に実施する事業・施策」、「○：既に実施済みであるが、拡充していく事業・施策」、「△：実施計画期間中に検討・準備する事業・施策」として明らかにしている。

6 計画を周知徹底する

男女共同参画社会基本法第14条第4項では、市町村が男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表する旨規定されています。公表手段は、特に限定していないので、適宜の方法で公表することとなります。例えば、市町村の広報紙やホームページに計画の要旨を掲載するほか、関係機関・施設、関係団体等に計画を配布するとともに、希望者には計画の全文を冊子として提供できることが望されます。

また、男女共同参画計画の説明会を開催したり、関連行事において説明の場を設けたり、さらには、希望するグループ等へ講師を派遣するなど、機会をとらえて計画の内容を周知することが必要です。

なお、住民が理解しやすい計画となるよう、例えば、キーワード解説を設けたり、レイアウトを工夫したり、実用性の観点から、相談窓口など地域に根ざした情報を付すことも考えられます。

〈市町村担当者の声〉

- ・市民への啓発を進めるに当たって、多くの市民は理解や関心が低く、有効な啓発方法を探すのに苦労した。
- ・「ですます調」を使用するなど、表現を柔らかくする努力が必要である。